

運転代行業法の省令案

白タク根絶へ車表示板禁止

国交省、来年3月予定

国土交通省は10日、自動車運転代行事業者の白タク行為の根絶に向け、「随伴車」の車体に社名などを表示する板の使用を実質禁止する方針を決めた。塗装やカッティングシートの貼り付け(切り文字加工)を義務付ける。3月に警察庁と共同で取りまとめた「健全化対策」を具体化したもので、運転代行業適正化法施行規則(省令)の改正案を策定、来年1月8日まで意見募集(パブリックコメント手続き)に入った。同月

中に公布し、準備期間を考慮して3月下旬に開始する予定。国交省では昨年10月の全国実態調査などを通じ、業者名・認定番号を記すマグネット板を随伴車から取り外して顧客を乗せるような白タク行為が依然絶えないと判断。「持ち込み車両の場合、白タクの発覚が疑わしくても、板を外されると分からなくなる」と問題視し、健全化対策で「車体表示のペイント化」を打ち出した。

省令案では「表示板の装着で足りる車両を、旅客自動車運送事業の用に供する車に限る」とし、青ナンバー以外では容易に着脱できない表示方法を求める。塗装よりも切り文字加工が主流になるとの見方が出ている。

改正省令の施行後、地方運輸局・運輸支局と都道府県警察が現場で点検する見通し。今後、同省は行政処分基準の強化▽「代行運転車」(顧客車)の保険、料金シ

ステムなど利用者への説明義務事項の追加―など健全化対策を逐次、制度化する。告示・通達で規定する考え。「優良業者評価制度」の創設に向けては、業界側が主体となって検討に乗り出している。

地方で競合するタクシ―業界は運転代行の取り締まり・安全面の徹底を継続して要請している。一方、代行サービス自体には飲酒運転防止の受け皿として社会の期待が高く、一連の措置が奏功するか注視される。